



一人一人の  
人権が尊重される  
まちの実現

お互いの多様性を認め合い、



# 宇和島市人権施策基本計画

－ 概要版 －

令和 7 年度～11年度  
(2025年度～2029年度)



宇和島  
ココロまじわうトコロ

## 計画策定の背景

### 国際的な動向

世界人権宣言は、全ての人の人権を尊重する国際的な認識の下、昭和23(1948)年に国連総会で採択されました。その後も多くの人権条約が採択され、人権教育の推進が図られてきましたが、現在も世界各地で紛争や差別、貧困などによる深刻な人権侵害が続いています。

平和と人権を守るため、国際社会全体で積極的な取組を進めていくことが求められています。

### 国の動向

日本国憲法第13条は「基本的人権の尊重」を基本原理とし、全ての人が生まれながらに持つ権利を保障しています。

しかし、現実には差別や人権侵害が今なお存在しており、これに対応するため様々な国内法が整備されてきました。近年では「こども基本法」や「LGBT理解増進法」なども制定され、男女共同参画、いじめ防止、多文化共生といった幅広い人権課題への取組が進められています。

### 愛媛県の動向

県は、平成12(2000)年に「人権教育のための国連10年」行動計画を策定し、人権教育・啓発を進めてきました。翌年には「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」を策定し、平成16(2004)年には基本方針を策定しました。令和2(2020)年の第3次改訂では、ハラスメントや旧優生保護法、ひきこもり問題が新たに加えられました。

県は「自己実現を尊重する」「共同参画を保障する」「共生社会を目指す」という3つのキーワードに基づき、人権施策を推進しています。

### 宇和島市の動向

市では、令和3(2021)年に「人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」の一部改正を行い、人権が尊重される地域社会の実現に取り組んできました。また、平成19(2007)年から5年ごとに市民の人権意識を調査し、施策に活用しています。

近年は国際化や高齢化、技術革新により人権問題が多様化・複雑化しており、新たな課題も生じています。家庭内の虐待やDVなどの問題にも地域全体で対応し、市民一人一人の人権意識の向上と、人権を尊重する社会の実現を目指します。

## 宇和島市の現状

令和4(2022)年実施の市民意識調査から、次のような現状がうかがえました。

- 人権意識の向上がみられる一方で、人権に関する講演会や研修会への参加経験が減少
- 中高生を中心として、インターネットによる人権問題への関心が高まる
- 市には「人権教育の充実」が求められる
- 固定的な性別役割分担意識(例：男性は仕事、女性は家庭)は薄れていく傾向
- いじめ・不登校は増加傾向
- 同和問題(部落問題)に関する意識は改善傾向にあるものの、完全ではない

## 基本理念

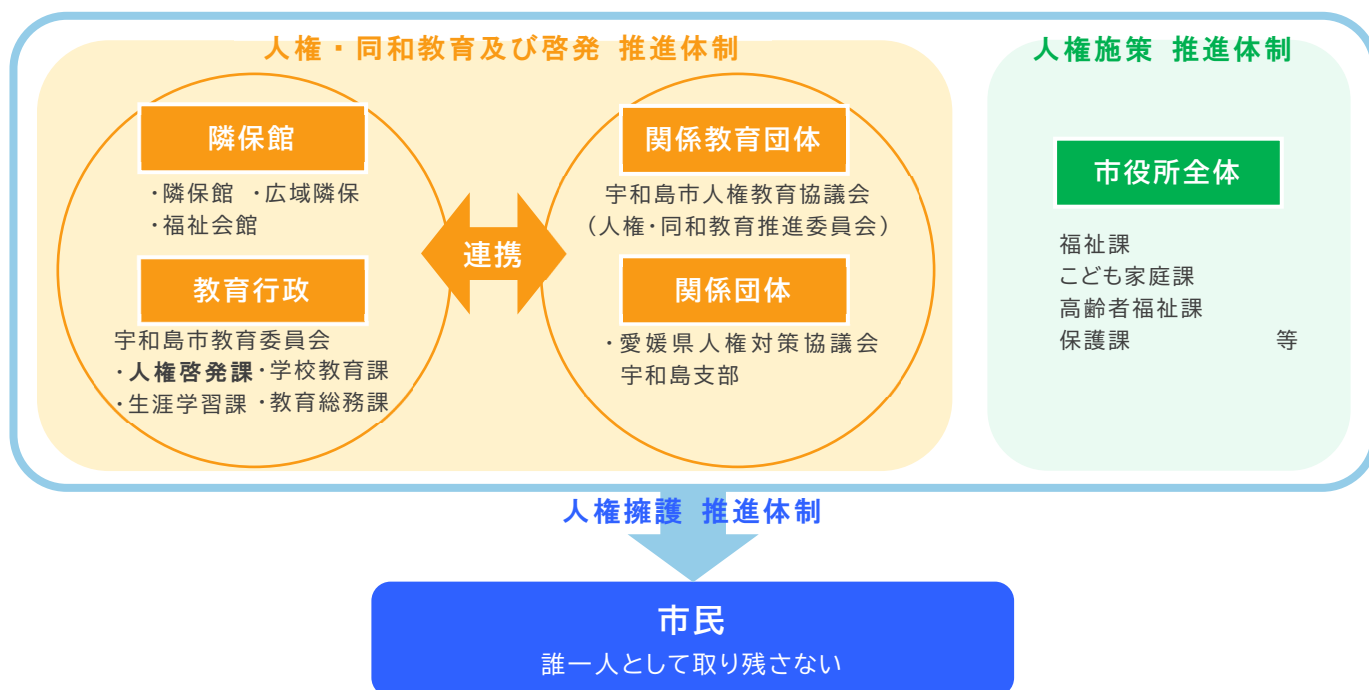
お互いの**多様性**を認め合い、  
一人一人の**人権**が**尊重**されるまちの実現

現在の社会動向とこれまでの取組状況を踏まえ、互いの多様性を認め合い、あらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される宇和島市の実現を目指します。



## 推進体制

庁内各課や教育機関、国や県を含む関係団体と連携し、人権擁護体制を構築します。



## 01

## 人権尊重の視点に立ったまちづくり

行政運営のあらゆる場面において、人権尊重の視点を持って施策を立案・実施します。

「宇和島市人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」等に基づき、人権教育協議会の活動支援や関係団体との連携を強化し、学校・地域・行政等が一体となって人権・同和教育を推進していきます。

- 人権尊重の視点に立った行政運営の推進
- 職員の人権教育推進委員としての自覚と学習・解決への取組
- 職員・外郭団体等の人権意識向上の推進
- 人権課題に関する情報の集積及び発信の強化

## 02

## あらゆる場における人権・同和教育の推進及び啓発

人権・同和教育及び啓発は、全ての人が人権課題を正しく理解し、問題解決に向けた力を身に付けることを目的としています。

特に学校教育を基盤に、家庭や地域、職場など社会のあらゆる場で人権意識を育み、市民一人一人の意識向上に向けた取組を継続的かつ効果的に推進します。

- こどもの豊かな人間性と人権意識を育む教育の推進
- 家庭内での思いやりと、協力意識の醸成
- 地域社会における人権学習と交流の促進
- ハラスメント防止と人権尊重に基づく職場環境づくり

## 03

## 人権擁護及び相談体制の充実

人権侵害に対する法的救済は国の役割ですが、市も相談・支援体制の整備や一時的保護などを行い、関係機関と連携して対応します。複雑化する相談に対応するため、相談員の資質向上や研修支援にも取り組みます。

- 市民が利用しやすい人権相談体制の整備と周知
- 被害者支援と人権回復に向けた支援策の充実
- 各機関との連携強化による迅速な問題解決と支援
- 相談・支援職員の確保と資質向上

## 01

## 女性の人権

本市では「宇和島市男女共同参画推進条例」や基本計画を策定し、男女平等のまちづくりを進めてきました。しかし、いまだ性別役割分担意識や不利益、DVや性犯罪などの問題が残されています。

今後は、性別に関係なく個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて、支援体制の充実が求められます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の醸成のための教育・啓発の推進
- 関係機関と連携した相談窓口の設置と個別状況に応じた支援の実施
- 女性が働き続けやすいよう、男性中心型労働慣行の見直しの啓発や職場環境整備の支援

## 02

## こどもの人権

こどもの健やかな成長は全市民の願いであり、こどもの権利尊重と福祉の推進が求められています。

本市においても、いじめ・不登校の増加が確認されており、安心できる居場所づくりや環境整備が急がれます。こどもを地域と共に育てる取組を進め、市民全体で支えていくことが重要です。

- 社会全体への周知・啓発を通じたこどもの権利についての理解を促進
- 関係機関・地域と連携した、こどもや家庭への早期支援体制の充実
- 専門研修の充実による、教職員の資質向上の推進
- 関係機関と連携したいじめ予防と暴力行為の根絶対策

## 03

## 高齢者の人権

要介護や認知症の高齢者、孤立した高齢世帯の増加に伴い、詐欺被害や虐待といった問題が深刻化しています。

こうした中、「地域共生社会」の実現が進められており、高齢者の社会参加や他世代との交流が重要とされています。高齢者の知識や経験を生かし、地域全体で支え合う取組が求められています。

- 高齢者の尊厳を守る意識醸成のための人権教育・啓発の推進
- 介護等を必要とする高齢者やその家族等が相談できる窓口の充実
- 関係機関・地域と連携した高齢者支援体制の整備
- 成年後見制度の周知と利用支援による権利擁護の推進

## 04

## 障がいのある人の人権

「障害者基本法」では、障がいの有無に関わらず全ての人が尊重される共生社会の実現が掲げられていますが、現在も偏見や差別などの問題が残っています。

本市では、就労支援や福祉サービスの充実を図るなど、障がいのある人も安心して暮らせるように取り組んでいます。

- 障がいや障がいのある人への理解を深め、共生社会の実現に向けた人権教育・啓発の推進
- 相談窓口の周知と関係機関との連携による、障がいのある人の人権相談と支援の実施
- 障がいによる課題や権利侵害を防ぎ、できる限り自立した生活を支援

## 05

## 同和問題(部落問題)

同和問題(部落問題)の解決は、基本的人権の保障や教育の機会均等に関わる国民的な課題です。本市も長年にわたり対策に取り組み、実態的な格差は縮まりつつあります。

今後は、情報化社会に対応した啓発や研修の工夫、誤情報への対処に努め、同和問題(部落問題)の解決を目指します。

- 行政・民間・市民と連携し、同和問題(部落問題)解決に向けた人権・同和教育や啓発、職員研修の推進
- こども会等を通じ、差別解消に向けた主体的行動力を育成
- 差別の実態把握のため、人権相談やネットモニタリングを実施
- 隣保館(福祉会館)を拠点に地域福祉や啓発、総合的相談窓口としての体制整備

## 06

## 外国人の人権

地方にも多くの外国人が暮らすようになり、人種や国籍に関係なく人権を尊重する社会の実現が求められています。国では「ヘイトスピーチ解消法」等を通じて差別の是正を進めてきましたが、偏見や孤立の問題はいまだに存在します。本市でも外国人住民が増加する中、文化や価値観の違いを認め合い、互いに尊重し共生できる地域社会を築くことが重要です。

- 文化や宗教・慣習の違いによる偏見・差別を防ぐため、人権尊重と相互理解を深める教育・啓発を推進
- 外国人の人権や生活の悩みに寄り添い、関係機関と連携した相談支援体制を強化
- 外国人雇用企業に対し、人権研修の実施を推奨し、就労環境改善を働きかける

07

## 感染症に関連する人権問題

早期治療によりリスクを低減できたり、普段の生活で感染する恐れがないにもかかわらず、誤解により感染症に関連する偏見や差別が残っていることがあります。正しい知識を深めるための教育・啓発が重要です。

- 感染症に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を実施
- 感染症患者等の人権に配慮し、相談窓口の周知と関係機関との連携による支援を実施

08

## ハンセン病患者・ハンセン病療養所入所者及びその家族の人権

ハンセン病は治療法が確立されているにもかかわらず、いまだに過去の誤解や偏見により差別が続いています。正しい知識を広め、ハンセン病療養所入所者等の人権尊重を促進することが大切です。

- ハンセン病問題への正しい理解を深めるための教育・啓発の推進

09

## 性的マイノリティの人権

異性愛、同性愛、両性愛、トランスジェンダーなど、多様な性が存在します。多様な性の在り方を認め合い、自分らしく生きる権利が尊重されるよう、偏見や差別をなくす取組が必要です。

- 性的指向・性自認に関する専門窓口設置と相談・支援体制の強化
- パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入等、多様な性の在り方を尊重する取組の推進

10

## インターネットの人権問題

インターネットは便利な一方で、誹謗中傷や差別、プライバシー侵害などの人権問題が生じています。国は法整備を進め、侮辱罪の厳罰化や情報削除要請などの対策を講じています。被害を防ぐためには、利用者一人一人が人権意識と情報モラルを持つことが求められます。

- インターネットに関する情報モラル教育を進め、トラブル防止のための啓発活動を実施
- 関係機関と連携した支援の提供や相談窓口の周知
- 悪質な差別書き込みに対するモニタリングを強化し、発見した場合は削除要請等の対応を実施

# 11

## 震災等の災害に起因する人権問題

台風や地震などの自然災害が頻発する中で、避難所生活では女性や高齢者、障がいのある人など要配慮者への対応が課題となっています。災害時にはプライバシーの確保が不十分となり、人権侵害につながるケースもみられます。平時から人権に配慮した取組が必要です。

- 要配慮者や外国人を含む多様な避難者を想定した訓練の実施、避難所運営マニュアルの作成
- 相談・支援・情報伝達など、避難所運営において被災者の人権に十分配慮した対応を推進

# 12

## その他の人権問題

人権課題は多岐にわたり、時代や社会環境の変化により新たな問題も生まれています。出所者や犯罪被害者、アイヌの人々、拉致被害者、ホームレス、人身取引被害者など、立場ごとの課題に応じた支援が求められます。さらに、ハラスメントや個人情報保護、患者の権利、旧優生保護法下の問題、ひきこもりなどについても、差別や偏見の解消、適切な対応と理解の促進が必要です。今後も状況に応じた人権施策を進めていくことが重要です。

人権について  
困ったときは

**ひとりで悩まずに ご相談ください**

松山地方法務局宇和島支局では、差別、虐待、いじめ、ハラスメントなど、様々な人権問題について、担当の法務局職員や人権擁護委員が相談をお受けしています。ご相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。

相談方法には、電話や面談がありますので、ご都合のよろしい方法でお気軽にご利用ください。



受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(電話・面談共通)  
場 所 松山地方法務局宇和島支局(宇和島市天神町4番40号)  
電 話 みんなの人権110番(0570-003-110 全国共通人権相談ダイヤル)

＊月・水・金曜日は人権擁護委員が相談をお受けしています。

宇和島市  
教育委員会  
人権啓発課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地  
電話：0895-49-7034  
FAX：0895-22-5058